

お 知 ら せ

令和 8 年 3 月 2 3 日
宇部市総務部契約監理課

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を適用することとしますのでお知らせします。

記

1 特例措置の内容

次の対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第59条、業務委託契約書（道路維持管理業務委託等）第49条、業務委託契約書（設計業務等）第56条、業務委託契約書（発注者支援）第50条の定めに基づき、新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額（委託料）の変更の協議を行うことができます。

2 特例措置の対象

令和 8 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）及び工事に係る業務委託のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 特例措置の協議

- (1) 協議の意向がある場合は、工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。
- (2) 協議については、契約締結後、原則 1 5 日以内に行ってください。

なお、契約済みの工事については、監督職員による説明から、原則 1 5 日以内（説明日を含む。）に行ってください。

- (3) 今回から、県に準じて手続きを簡素化しましたので、宇部市ウェブサイトをご確認ください。また、工事打合せ簿等の記載例についても、市ウェブサイトに掲載しています。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/nyuusatsu_keiyaku/1006427.html

4 請負代金額（委託料）の変更

変更後の請負代金額（委託料）については、次の方式により算出します。

変更後の請負金額（委託料） （税抜） 【千円単位】	=	$\frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times$	新労務単価等により 算出した設計額
変更後の請負金額（委託料）（税込）	=	変更後の請負金額（委託料）（税抜）×（1 + 消費税率）	

5 その他

別添「技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い」に留意してください。